

学生への各種支援制度一覧（連大）

制度	申請時期	採用結果時期	支援について
入学料免除制度	入学手続き時	6月中旬 (10月入学者は11月中旬)	入学料 282,000 円の全額又は半額を免除
入学料徴収猶予制度	入学手続き時	6月中旬 (10月入学者は11月中旬)	入学料 282,000 円の納入期限を猶予
授業料免除制度	(前期) 12月中旬～2月上旬 (後期) 7月上旬～7月下旬	(前期) 6月下旬 (後期) 11月下旬	当該期授業料(半期 267,900 円)を全額、半額もしくは4分の1を免除
研究遂行協力員制度	(前期) 1月上旬～2月中旬 (後期) 7月上旬～8月中旬	(前期) 6月下旬 (後期) 12月下旬	当該期授業料(半期 267,900 円)の半額を免除
RA (リサーチアシスタント)	2～3月	4～5月	年間 269,100 円を保障 (上限 299,000 円)
日本学生支援機構 奨学金制度	4月 (10月入学者は入学手続き時) ※緊急時採用は随時受付	7～8月 (10月入学者は12月)	(第一種) 月額 80,000 円又は 122,000 円を貸与 (第二種) 月額 50,000 円～ 150,000 円を貸与
私費外国人留学生 奨学金制度	随時		

◆入学料免除制度について

・制度について

経済的理由によって入学料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合及び特別な事情により、経済的に入学料の納入が著しく困難であると認められる場合は、本人の申請により選考の上、入学料（282,000 円）の全額又は半額を免除する。なお、入学料免除の選考は非常に厳しく、免除される対象者は限られる。

※選考の結果、半額免除及び不許可の者は、結果通知から14日間以内に入学料を納入しなければならない。ただし、半額免除者に関しては、徴収猶予申請の提出により、最長9月末日（10月入学者は3月末日）まで納入が猶予される。

・対象者について

連合農学研究科入学予定者を対象とする。ただし、過去3年以内に構成大学の修士課程を修了または修了見込みの者（進学者）、国費外国人留学生及び外国人政府派遣留学生は申請できない。

◆入学金徴収猶予制度について

・制度について

経済的理由によって入学金の納入が納入期限までに困難であり、かつ学業優秀と認められる場合及び特別な事情により、経済的に入学金の納入が納入期限までに著しく困難であると認められる場合は、本人の申請により選考の上、入学金(282,000円)の納入期限を最長9月末日(10月入学者は3月末日)まで納入が猶予される。

※不許可の者は、結果通知から14日間以内に納入しなければならない。

・対象者について

連合農学研究科入学予定者を対象とする。ただし、過去3年以内に構成大学の修士課程を修了または修了見込みの者(進学者)及び国費外国人留学生は申請できない。

◆授業料免除制度について

・制度について

経済的理由によって修学が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合及び特別な事情により、経済的に修学が困難であると認められる場合は、本人の申請により選考の上、当該期授業料(半期267,900円)の全額、半額もしくは4分の1を免除する。

※配布時期が近くなったら、連大メーリングリストを使用して在學生に通知する。

※申請書類は、各構成大学の窓口にて配布する。申請書類の郵送を希望する者は、連大事務室まで連絡すること。

・対象者について

連合農学研究科在學生を対象とする。ただし、国費留学生、外国人政府派遣留学生及び休学者は申請できない。また、留年生(休学による者を除く)は原則として申請できないが、本人の責によらない理由(天災・異常気象による研究材料不足など)で留年した場合は、指導教員が記載した依頼文を併せて提出することにより申請できる。

※研究遂行協力員制度申請者及びRA申請者は、授業料免除制度を併せて申請することが可能。

◆研究遂行協力員制度について

・制度について

時間を拘束されることがなく、授業料免除制度に近い制度である。優秀な博士課程学生を研究遂行協力員に指名し、学業を奨励するとともに、本学の学術研究の質的レベルの向上を図る。採用された者は、当該期授業料の半額を免除する。

※配布時期が近くなったら、連大メーリングリストを使用して在學生に通知する。

・対象者について

連合農学研究科在學生を対象とする。ただし、休学者、国費留学生、外国人政府派遣留学生、RA採用(予定)者、及び日本学術振興会特別研究員は申請できない。また、留年生(休学による者を除く)は原則として申請できないが、本人の責によらない理由(天災・異常気象による研究材料不足など)で留年した場合は、指導教員が記載した理由書を併せて提出することにより申請できる。

※研究遂行協力員に採用された者は、RAの申請対象者から除外される。

◆RA（リサーチアシスタント）について

・制度について

本研究科の構成大学が行う研究プロジェクト等を効果的に推進するため、研究補助者として従事し、当該研究活動に必要な補助業務を行う。一人当たりの採用時間数は週20時間程度、通算230時間を上限とし、207時間を保障する。1時間あたりの給与額は、1,300円とする。

※留学生については、資格外活動許可（入管法第19条）活動時間の上限が1日について4時間以内となっている。

・対象者について

連合農学研究科在学学生を対象とする。ただし、就業者及び休学者を除く。また、留年生（休学による者を除く）は原則として申請できないが、本人の責によらない理由（天災・異常気象による研究材料不足など）で留年した場合は、指導教員が記載した理由書を併せて提出することにより申請できる。申請者は原則として全員採用されるが、国費留学生、外国人政府派遣留学生及び日本学術振興会特別研究員については、配分予算額に余剰が見込まれる場合に、個々の研究状況、経済状況などを勘案して採択を検討する。

※RAに採用された者は、研究遂行協力員制度の申請対象者から除外される。

◆日本学生支援機構奨学金制度について

・制度について

貸与奨学金で経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対し貸与される。奨学金貸与終了後は、返還の義務が生じ、必ず返還しなくてはならない。返還が滞ると法的手続きにより返還残額を一括で返していただくことになる。また、応急・緊急の奨学生募集を行っているので、家計等の急変等により奨学金を緊急に必要とする場合には連大事務室まで連絡すること。

・対象者について

日本人学生が申請対象者となる。奨学金申込者の人物・健康・学力・家計について総合的に審査し、推薦基準を満たしている者の中から学校の選考委員会等で選考し、機構に推薦する。

◆私費外国人留学生の奨学金制度について

募集通知があり次第、随時主指導教員へメールで通知するため、主指導教員と相談のうえ申請すること。各構成大学で募集している奨学金（ロータリー、市町村による奨学金など）を希望する者は、構成大学の留学生係や国際課等に申し出ること。

【主な制度の通知時期】（平成22年度）

4月：私費外国人留学生学習奨励費給付制度、財団法人実吉奨学会奨学金

7月：公益財団法人サトー国際奨学財団奨学生

8月：飯島記念食品科学振興財団研究助成

9月：財団法人平和中島財団外国人留学生奨学生

10月：国内採用による国費留学生、公益信託川嶋章司記念スカラーシップ基金奨学助成金

12月：川口静記念奨学生、財団法人共立国際交流奨学財団奨学生、岩谷国際留学生奨学助成

◆交通費等の支援について

別紙1、別紙2のとおり。

研究科長裁量経費からの学生交通費等の支援について

学生の国際通用性や若手研究者の育成を積極的に推進する観点から、幾つかの講義科目について、平成23年度は下記の要領で学生の交通費等の支援を行います。

記

◇研究インターンシップ

事 項	補助項目	備 考
東北農業研究センター（連携大学院）	交通費、宿泊費（実費）	連大から本人へ支給
岩手生物工学研究センター（連携大学院）	交通費、宿泊費（実費）	連大から本人へ支給
青森県産業技術センター（連携大学院）	交通費、宿泊費（実費）	連大から本人へ支給
カナダ・サスカチュワン大学（連携協定）	交通費、宿泊費（実費）	連大から本人へ支給
上記以外の国内研究インターンシップ	交通費のみ	主指導教員の研究費へ
上記以外の海外研究インターンシップ	交通費相当(上限15万円)	主指導教員の研究費へ

◇国際学会コミュニケーション

事 項	補助項目	備 考
海外での国際学会	交通費相当(上限15万円)	主指導教員の研究費へ

※日本国内での国際学会は補助なし

注1) 交通費（陸路計算を基本とする）は、配属大学住所から受入機関までと居住地から受入機関までとを比べて、近距離である方を基に計算した額を支給します。

注2) 宿泊費は、1泊あたり6,000円を上限とし、実費相当を支給します。

注3) 国際学会コミュニケーションで交通費支援の対象となる学生は、筆頭者で実際に口頭発表またはポスター発表を英語で行った者に限り（単なる連名者、学会参加者は含まれません）。

注4) ゼミナール制の学生は、国際学会コミュニケーションを履修することにはなりませんが、国際学会で発表した学生には交通費の支援を行います。

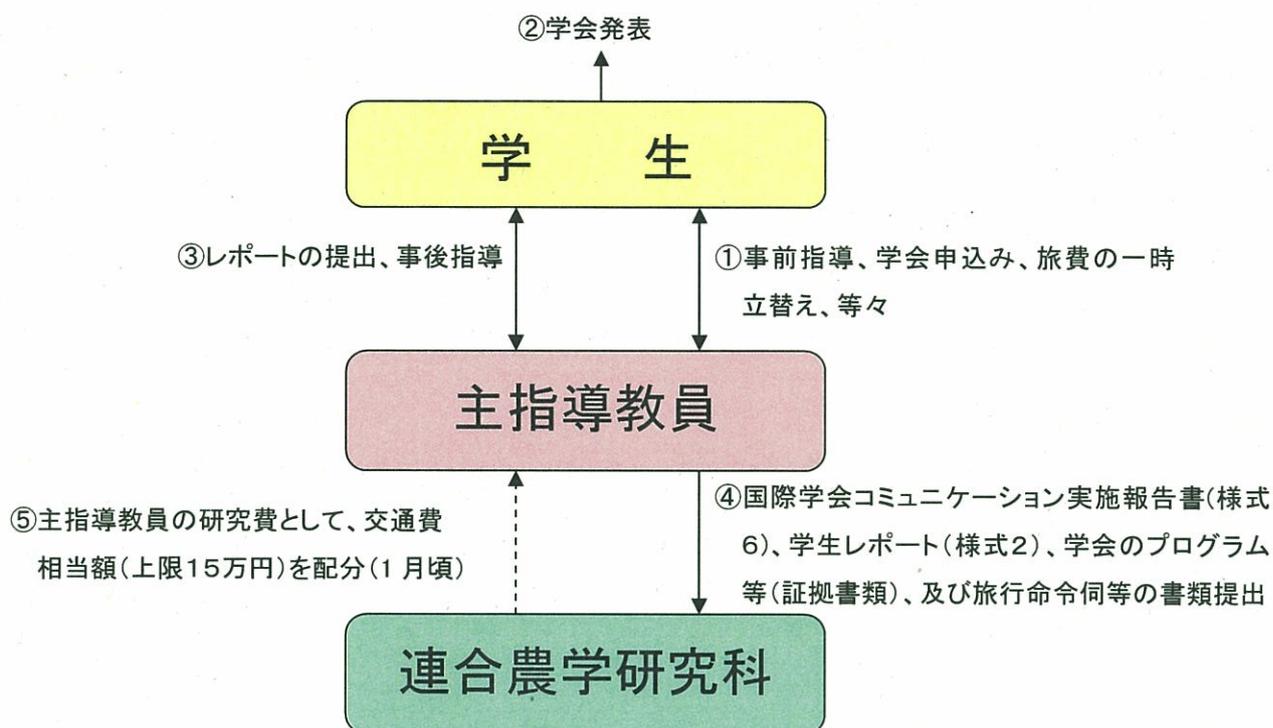
注5) 交通費相当額については、旅行命令伺・旅行計画等に記載された交通費を基に計算します。

注6) 連携機関以外への研究インターンシップ及び国際学会コミュニケーションの学生交通費は、11月末で締めきり、1月に研究費として配分します。

また、12月以降（23年度内）に実施した場合の学生交通費は、翌年度研究費として配分します。

注7) 補助につきましては在籍期間中どちらも1回分まで補助いたします。

国際学会コミュニケーション 旅費(交通費相当)支援のスキーム



- ①シラバスに記載されている教育内容に基づき、事前指導等を行います。
学会申込み後は、Abstract や Proceeding の作成指導等を行います。
また、学生の旅費は、主指導教員の研究費から一時立て替えていただくことになります。
- ②学会発表を行います。発表者は、筆頭者で実際に口頭発表またはポスター発表を英語で行う学生に限ります（単なる連名者、学会参加者は含まれません）。
- ③学生からレポートが主指導教員へ提出され、主指導教員は事後指導を行います。
- ④主指導教員は、国際学会コミュニケーション実施報告書（様式6）を連大事務室へ提出してください。その際、学生が提出したレポート（様式2）、学生が国際学会等で発表したことがわかる書類（アブストラクトや大会プログラム等）の添付のほかに、「旅行命令伺」等の交通費の明細がわかるもののコピーも忘れずに添付してください。
- ⑤連大から、主指導教員の研究費として交通費相当額を後日配分します（1月頃）。

注1）ゼミナール制の学生も交通費相当を支援します。②④⑤の手続きのみ該当します。

注2）この経費は、11月末で一端締めきり、1月に研究費として配分します。12月以降に実施した場合には、来年度の研究費として配分します。

注3）この取扱は、23年度に限定したものです。24年度の取扱は、別途定める予定です。

注4）日本国内で開催する国際学会は、支援の対象外です。